

米原市防犯カメラの設置および 運用に関するガイドライン

令和4年4月

米 原 市

1 はじめに

ガイドライン制定の目的

米原市では、暮らしの安全と生活の安心を守るまちの実現に向けて、地域の防犯対策を推進し、犯罪が起きにくい環境づくりを進めています。

防犯カメラの設置については、犯人逮捕に役立つといった点で効果が見込まれているほか、設置することによる犯罪の抑止力としての役割も期待されています。

しかし、一方で、市民生活の拠点となる空間への防犯カメラの設置は、プライバシー等の侵害について不安に思われる方も多くおられます。

このガイドラインは、防犯カメラの設置および運用について、配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用することを目的に定めたものです。

2 ガイドラインの対象

このガイドラインは、全ての防犯カメラを対象とするものではなく、次に掲げる3つの項目を全て満たすものが対象となります。

1 設置の目的（主に犯罪の予防を目的に設置したもの）

主に犯罪の予防を目的に設置したカメラが対象となりますが、防火や事故防止などを主目的としたものであっても、犯罪の予防といった目的を併せ持つ防犯カメラも対象となります。

【対象とならないもの】

設備の管理や研究、報道などのために設置されたカメラ

2 撮影範囲（不特定多数の者が利用する施設を撮影するもの）

【対象となるもの】

道路、公園、広場、商業施設、レジャー施設、宿泊施設、駅、駐車場、商店街などを撮影するもの

【対象とならないもの】

マンション内や個人宅、工場などの内部を撮影するもの

※設置場所がマンション等であっても、撮影の対象が公道上など不特定多数の人が行き来する場所を撮影する場合は、対象となります。

3 カメラの種類（画像記録装置を有するカメラ）

画像の流出や悪用などを防ぐためのガイドラインであるため、画像を記録しないカメラは対象となりません。

3 防犯カメラの設置に当たって注意すること

1 防犯カメラの設置場所および撮影範囲

防犯カメラの設置および運用にあたっては、個人のプライバシーの保護に十分に配慮し、防犯などに必要な撮影範囲に限定するよう努めてください。

【防犯などに必要な撮影範囲とは】

カメラの撮影範囲については、住宅内部などのプライベート空間が映らない場所に設置するなど、プライバシーに十分配慮する必要があります。

また、地域の防犯力の向上に繋がる場所に設置ができるよう、警察署等と事前に相談や協議を行いましょう。

2 防犯カメラの設置標示

防犯カメラを設置するにあたっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示してください。

【設置標示について】

防犯カメラの設置表示は、犯罪の抑止効果を高めるとともに、防犯カメラの設置を周知するために、設置場所周辺のなるべく見やすい場所に表示してください。

なお、必ずしも、個々の防犯カメラごとに表示する必要はありません。

表示例：「防犯カメラ設置区域」

「防犯カメラ作動中」



4 防犯カメラの管理に当たって注意すること

1 管理責任者の指定

防犯カメラの管理に当たり、適切な画像の取扱い、情報の漏洩防止、画像の適切な保管などに配慮するため、防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理全般に責任を持つ「管理責任者」を指定してください。

2 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者または管理責任者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏洩、滅失、毀損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次に掲げる事項に留意しながら、必要な措置を講じてください。

(1) 防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者以外の方が、防犯カメラおよびそのモニター、録画装置の操作を行う必要がある場合は、必要に応じて操作担当者を指定することができます。なお防犯カメラは、管理責任者および指定された操作担当者以外の操作は禁止する必要があります。

なお、操作担当者は必要最低限の人員を指定してください。

(2) 画像データの保存期間

画像データの保存期間は、目的達成のための必要最小限の期間（おおむね1か月以内）としてください。

(3) 画像データ等の厳重な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（DVD、ハードディスク、SDカード等）、パソコンについては、設置者等および操作担当者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に保管し、「5 画像データ等の外部への提供」で定める場合を除き、画像の複写および加工、外部への持ち出しは禁止するものとします。

また、インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとるものとします。

● 記録媒体の管理について

記録媒体（DVD、ハードディスク、SDカード等）の管理については、必ず鍵のかかる場所に保管し、鍵は、設置者、管理責任者および指定された操作担当者のみが管理してください。

● パスワード等の管理について

記録を保存しているパソコンや防犯カメラの操作に必要な鍵やパスワードなどは、設置者、管理責任者および操作担当者のみが管理してください。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去することとします。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断等の処理を行うこととします。

3 秘密の保持

設置者等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはいけません。

● 秘密の保持について

設置者、管理責任者や操作担当者は、画像データはもとより、操作に必要なパスワード等も第三者に漏らしてはなりません。このことは、管理責任者や操作担当者でなくなった後においても同様とします。

4 画像データ等の外部への提供

上記の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合には、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者へ提供することができるものとします。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 捜査機関から文書にて、犯罪捜査の目的で要請を受けたとき。

● 画像データ提供の基準

防犯カメラの画像データは、原則、第三者に提供することはできませんが、前記(1)から(3)のような場合に当たっては、画像の提供や立会いなどの協力をしてください。なお、第三者に画像等を提供した際は、相手の身分等を確認の上、提供相手、日付、目的および理由などを記録しましょう。

※(1)に該当する事例：裁判官が発する令状に基づく場合や、裁判所からの調査の囑託、文書提出命令に基づく場合等

(2)に該当する事例：認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合等

5 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置および運用に関する苦情や問合せ等を受けたときは、誠実かつ速やかに対応することとします。

6 保守点検等

設置者等は、防犯カメラおよびそのモニター、録画装置の機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします。また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策を講じるなど、セキュリティ対策に十分配慮してください。

7 個人情報保護法および米原市個人情報保護条例の遵守

防犯カメラに記録された画像のうち、個人情報に該当する画像を取り扱う場合には、このガイドラインのほか個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および米原市個人情報保護条例（平成18年米原市条例第5号）の規定に基づき、適正に取り扱うものとします。

8 運用基準の策定

設置者等は、防犯カメラの設置および運用について、当該ガイドラインに基づき、防犯カメラの設置および運用に関する要領（基準）を策定し、防犯カメラの設置および運用が適切なものとなるよう努めるものとします。

- 運用基準について
防犯カメラの設置者等は、このガイドラインに沿って、運用基準を定めてください。運用基準の作成については、別添の設置および運用に関する要領（基準）【参考例】を参考に作成してください。

9 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置、維持管理業務や警備業務を委託する場合には、防犯カメラの設置および運用に関する要領（基準）の遵守を委託契約の条件とするなど、適正な防犯カメラの設置および運用を徹底するものとします。

- 防犯カメラの管理を委託する場合について
防犯カメラの設置や維持管理などを事業者へ委託する場合は、このガイドラインおよび各団体が作成する運用基準を事業者へ提示し、遵守することを契約の条件としてください

【参考例】

防犯カメラの設置および運用に関する要領（基準）

1 目的

この要領（基準）は、●●が○○地域（施設）に、犯罪の予防を目的として設置する防犯カメラの設置および運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーの保護に配慮し、適正な防犯カメラの設置および運用を行うことを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所等

(1) 防犯カメラの設置場所は、○○地域（施設）の△△付近に設置し、△△前の公道を撮影範囲とする。

または

(1) 防犯カメラの設置場所は、別紙配置図のとおりとし、○○地域（施設）に計口台設置する。※配置図には、防犯カメラの設置箇所、撮影範囲を表示する。

(2) 防犯カメラの撮影範囲の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」等の表示版を記載する。

3 管理責任者の指定等

(1) 防犯カメラの設置者は、適正な防犯カメラの設置および運用を行うために、管理責任者を指定することとする。

(2) 防犯カメラの管理責任者は、○○とする。※自治会長など

(3) 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラおよびそのモニター、録画装置の操作を行う操作担当者を指定するものとする。

(4) 防犯カメラの操作担当者は、○○とする。

(5) 管理責任者および指定された操作担当者以外の者の防犯カメラおよびそのモニター、録画装置操作は禁止する。

4 画像データの保存および取扱い

(1) 画像データ等の保管場所

① 録画装置の保管場所は、△△とする。

② 記録媒体は、保管庫等に施錠の上、保管し、原則として、外部への持ち出しおよび画像の閲覧を禁止する。

(2) 画像データの保管期間

画像データの保管期間は、1か月とする。

(3) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断

等の処理を行うものとする。

5 画像データ等の外部への提供

(1) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者へ提供することができるものとする。

① 法令等の定めがあるとき。

② 人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

③ 捜査機関から文書にて、犯罪捜査の目的で要請を受けたとき。

(2) 前項に基づき、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者へ提供する場合には、管理責任者の許可を得た上で、提供するものとする。

6 苦情等への対応

設置者または管理責任者は、防犯カメラの設置および運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応すること。

7 保守点検

設置者または管理責任者は、防犯カメラおよびそのモニター、録画装置の機能維持のため、〇〇ヶ月ごとに保守点検を行うこととする。